**平成２７年度第１回薩摩川内市総合教育会議　議事録**

　１　日　時　平成２７年５月１日（金）１３：３０～１４：０９

　２　場　所　薩摩川内市役所　５階　教育委員会室

　３　出席者

　　（構成員）市長、三本教育委員長、福山委員長職務代理者、上川教育委員、初田教育委員、上屋教育長

　　（事務局）中川教育部長、鮫島教育総務課長、橋口教育総務課長代理、

　　　　　　　教育総務課杉安Ｇ長、岩元文化課長、徳留社会教育課長、

　　　　　　　坂元市民スポーツ課長、田代総務課長、園田総務課長代理、

　　　　　　　総務課松田Ｇ長、総務課橋口Ｇ員

　４　傍聴者　２名

　５　資　料　別紙のとおり

６　内　容　下記のとおり

|  |  |
| --- | --- |
| 発言者 | 発　言　内　容 |
| 事務局(総務課長) | 　皆様お揃いですので、ただいまから第１回薩摩川内市総合教育会議を開催いたします。　はじめに、岩切市長に、ご挨拶をお願いいたします。 |
| 市長 | 　では、皆さんこんにちは。本日は、平成２７年度第１回薩摩川内市総合教育会議のご案内をいたしましたところ、御多用中にもかかわらず、ご出席いただき、大変ありがとうございます。　もう皆様ご承知のとおり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が、昨年６月の通常国会において可決・決定・成立いたしました。そして、４月１日より施行されております。　今回の改正によりまして、この法律の第１条の３において大綱の策定、第１条の４において総合教育会議の設置といった新たな取り組みをする必要が生じてきております。　本日は、その総合教育会議の設置と大綱の策定についてご協議を願うために、お集まりをいただきました。総合教育会議という、このような形で、市長の教育行政への役割が明確化されたことにより、予算面の充実やスピード感のある教育行政の展開が期待されているところでございます。　新しい制度による、この会議において、教育委員の皆さんと教育政策の方向性を共有し、より良い教育行政につながるよう市全体として、取り組んで参りたいと思います。　どうかよろしくお願いいたします。 |
| 事務局(総務課長) | 　ありがとうございました。本日は第１回目の会議となりますので、ここで出席者のご紹介をさせていただきます。　まず教育委員長　三本 伴子　様、委員長職務代理者　 福山 廣　様です。教育委員　上川 幸子　様です。同じく教育委員　初田 健　様です。教育長　上屋 和夫　様です。それでは、はじめに、本会の設置要綱について、ご説明を申し上げます。　お配りしてございます、レジュメの方の１ページをお開きください。１ページ　議題１でございます。　市長あいさつでもございましたとおり、本会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第１条の４第１項の規定に基づき市長が設置するものでございます。　総合教育会議は、決定機関や市長の諮問機関ではなく、市長と教育委員会の協議、調整の場という位置づけになっております。　設置に当たりまして、条例、規則等で定める必要はございませんが、同法の規定を踏襲し、要綱という形で調製をしたところでございます。法律の抜粋の方を、資料の方の３ページに掲載しておりますので、併せてご覧いただきたいと思います。　要綱の概略をご説明いたしますと、１ページに戻りますが、第２条について、当会議の所掌事務として大綱の策定、その他協議を定め、第３条で当会の構成員、第４条におきまして、当会は市長が招集すること。また、第６条において会議の公開を規定しているところでございます。　第９条には委任条項として、最後に会議の運営上必要が生じました事項について、別に定めることといたしております。　これにつきましては、会議の傍聴の手続等、議事録の公表の方法などの事務的・技術的な面の規程を想定したところでございます。　簡単ではございますが、ただいま説明いたしました要綱案について、ご意見等はございませんでしょうか。よろしければ、ご承認ということでよろしいでしょうか。 |
| 構成員 | 　はい。 |
| 事務局(総務課長) | 　ありがとうございます。　それでは、本会はこの要綱に則って進めることとなります。ただ今決定いただきました、要綱第４条第３項にございますとおり、市長が会議の議長となることから、ここから進行を市長にお願いすることといたします。　それでは市長よろしくお願いいたします。 |
| 議長(市長) | はい、それでは不慣れでございますが、初めての会議ですので、よろしくお願いいたします。まず、要綱の規定に基づいて、議長を務めることになりましたが、先ほど言ったとおり議事の進行に皆様方のご理解とご協力をお願いしたいと思います。　早速ではございますが、議題２　薩摩川内市教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱についての協議を行います。　協議に先立ち、出席者の皆様十分ご承知でしょうが、共通理解と認識のため、新しい教育委員会制度が作られることになった背景等について教育長の方から説明をお願いしたいと思います。そののち、引き続き事務局から大綱等の説明をお願いしたいと思っています。よろしくお願いします。 |
| 教育長 | 　はい、それでは座ったまま説明をさせていただきます。新しい教育委員会制度が作られることになりました背景等につきましては、皆様ある程度ご承知だと思いますけれども、復習を兼ねまして、改めてその経緯、そして改革の材料、それから大綱の考え方等について説明をさせていただきたいと思います。　教育委員会のあり方につきましては、以前から教育委員長と教育長の責任の不明確さとか、教育委員会の審議の形骸化とか、あるいは教育委員会に隠蔽体質があるのではないかとか、そういったことも一部指摘されていたところでございますけれども、平成２３年大津市でいじめ自殺事件が発生いたしまして、それに対する教育委員会の対応が十分ではなかった、適切ではなかったといったことから、資料の方に、１ページにございますが、これまでの教育委員会のあり方について、問う声が色々と高まったところでございます。５項ほどあげてございますが読んでみますと、教育委員長と教育長のどちらが責任者かわかりにくい、それから、教育委員会の審議が形骸化している、いじめ問題等の問題に対して、必ずしも迅速に対応できていない、地域住民の民意が十分に反映されていない、地方教育行政に問題がある場合に、国が最終的に責任を果たせるようにする必要がある、こういったことが課題としてあげられ、それから国の教育再生実行会議や中央教育審議会等での議論を経まして、先ほど市長さんの方からもありましたけれども、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が６０年ぶりに抜本的に改正されたところでございます。当初は教育委員会の廃止を含めた議論もあったところでございますけれども、やはり教育行政の政治的中立性及び継続性、安定性の確保を図る必要があるという判断から、合議制の執行機関としての教育委員会とその権限はこれまでと同じ形で残すとされたところでございます。　改正の概要についてでありますが、資料の２ページをご覧いただきたいと思います。ここに趣旨が書いてございます。読み上げます。教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携の強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図るため、地方教育行政制度の改革を行う。これが趣旨ということであります。　改正の概要についてでございますが、大きく４つございます。１つは教育行政の責任の明確化ということで、まず教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者　新教育長を置く。教育長は市長が議会同意を得て、直接任命・罷免を行う。教育長は教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。教育長の任期は３年とする。委員は４年でございます。この３年とした理由につきましては、４年の任期があります市長が任期中少なくとも一回は自ら教育長を任命できるようにしたということ、それから教育長が教育委員長も兼ねることになりまして権限が大きくなりましたことから、委員よりも任期を短くして委員や議会のチェック機能を強化できるようにする、３点目に計画的に一定の仕事を行うには、やはり３年は必要であるということから、そういったことから教育長の任期は３年とするとされたところでございます。また、教育委員から教育長に対し教育委員会会議の招集を求めることができる。それから、教育長は委任された事務の執行状況を教育委員会に報告する。これが教育行政の責任の明確化として示されているところでございます。　大きく２番目ですが、総合教育会議の設置、大綱の策定。このことにつきましては、先ほども説明がございましたけれども、市長は総合教育会議を設ける。会議は市長が招集し、市長・教育委員会により構成される。そして、市長は総合教育会議において、あらかじめ教育委員会と協議し、教育基本法第１７条に規定する基本的な方針を参酌して、教育の振興に関する施策の大綱を策定する。会議ではこの大綱の策定、それから教育条件の整備等重点的に講ずべき施策、緊急の場合に講ずべき措置について協議・調整を行うこととされているところでございます。　大きな３つ目ですが、国の地方公共団体への関与の見直しということで、いじめによる自殺の防止等、児童生徒等の生命又は身体への被害の拡大又は発生を防止する緊急の必要がある場合に、文部科学大臣が教育委員会に対して指示ができることを明確化するため。　４番目は、その他としまして、総合教育会議及び教育委員会の会議の議事録を作成し、公表するよう努めなければならない。それから、現在の教育長は、委員としての任期満了まで従前の例により在職するということでございます。現在の教育長の任期が来年１月まででございますので、そこまでは現在の体制を継続するということで、教育委員長もそのまま継続される。そして、その任期満了の日に教育委員長も満了になるということでございます。これが一応改正の概要でございます。次に教育の振興に関する大綱についてでございますが、これについては、ただいま２番目の項で説明したところでありますけれども、３番目の方に法律の抜すいがございますので、３ページですね。３ページをご覧ください。上の方に大綱の策定等としてございます。この第１条の３に、首長つまり地方公共団体の長は、教育基本法第１７条第１項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとするとありまして、２項目に、地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第１項の総合教育会議において協議するものとするとされているところでございます。これによりまして、本日の議題の２　薩摩川内市教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱についてという議題が設定されているところでございます。　教育の大綱について少し説明を加えますと、薩摩川内市では平成２７年度からの今後１０年間を見据えまして、人と地域が躍動し、安心と活力のあるまち薩摩川内という将来都市像を掲げて、この様な第２次薩摩川内市総合計画を策定いたしました。また、教育委員会におきましても、平成２２年度に１０年先を見据えて策定いたしました教育振興基本計画を、今年から後期の５年に向けて見直す時期にありまして、この度、市の総合計画を踏まえた教育施策の方向を定めまして、これを基に後期の教育振興基本計画を策定したところでございます。　これらのことから、市長が定められます教育に関する大綱は、この教育振興基本計画策定の基になる総合計画を踏まえた教育施策の大綱がそれに当たるのではないかと考えているところでございます。そこで、この作業の中心となって取り組みました教育総務課長に、教育の振興に関する総合的な施策の大綱案について、説明をさせたいと考えます。では、どうぞよろしくお願いします。 |
| 事務局(教育総務課長) | 　はい、議長。それでは本編の２ページをお開きください。本編はこちらになります。本編の２ページでございます。　教育に関する大綱案につきましては、第２次薩摩川内市総合計画に基づき、本市の１０年後を明記した将来都市像、人と地域が躍動し、安心と活力のあるまち　薩摩川内を実現するために、健康、福祉や産業振興などの６つある施策の１つである、教育文化に関する施策　次世代を担う人と文化を育むまちづくりを基本方針といたしまして、次世代を担う子どもたちが未来をたくましく生きるために、学校・家庭・地域が連携して、確かな学力や豊かな心、健康な体を備えた生きる力やふるさとを愛する心を育てます。また、市民が心身ともに豊かに暮らせるように、歴史・文化を継承しつつ、スポーツを通じた交流や健康づくりなど魅力ある生涯学習の推進に努めますとしております。総合計画を踏まえた教育施策の方向といたしましては、真ん中の図にありますように５つの施策を推進することとしております。５つの施策について、３ページからの資料でご説明を申し上げたいと思います。第１の施策として、未来をたくましく生きる力を育む教育の推進は、未来を担う子どもたちが、確かな学力・豊かな人間性、健康・体力の調和のとれた生きる力を身につけ、変化の激しいこれからの社会をたくましく生きていけるように、一つ目には義務教育の９年間に、ふるさと・コミュニケーション科や薩摩川内元気塾などのふるさと教育の推進を図り、９年間を見通した小中一貫教育の推進を図ること。二つ目には確かな学力の育成やいじめ問題や不登校への適切な対応による心の教育の推進などにより、知・徳・体の調和のとれた生きる力を育む教育の推進をすること。三つ目には小・中学校の再編等やさつませんだい学校応援団との連携などによる開かれた学校づくりにより、教育環境の充実を図ることとしております。　次のページでございますが、第２の施策といたしまして、地域全体で子供を守り育てる環境づくりの推進は、家庭・学校・地域が連携・協力し合って、次世代を担う青少年を守り育てるために、一つ目には家庭教育の充実などにより地域の学力の向上を図り、二つ目には指導者の研修機会の拡充などによる指導者の指導力の向上を図ること。三つ目にはこれらの総合的なネットワークの連携強化を図ることとしております。　第３の施策としては、４ページの下段になりますけれども、生涯学習の充実をめざす環境づくりの推進は、いつでも・どこでも学ぶ機会が提供され、日常生活で生きがいや充実感が感じられるよう、第２次薩摩川内市生涯学習推進計画との連携を図りながら、一つ目には公民館等における生涯学習の充実や公民館を拠点とした市内全域の地区コミュニティセンターとのネットワーク化を努め、二つ目は人材バンクすてきびとなどの活用や、今年度から始まる土曜授業を支援する、わくわく薩摩川内土曜塾などの、生涯学習を進めるコーディネート機能の充実に努め、三つ目は家庭教育学級、子育てサロンの充実、ＰＴＡや子ども会活動の充実により、家庭の教育力の向上を図ることとしております。　第４の施策といたしましては、５ページになりますが誇りと愛着のある地域文化の保存・継承・活用は、先人たちが残した貴重な文化財を市民と共に次世代へ保存・継承などを行いながら、歴史・文化に触れることができるよう、一つ目には文化財等の保存・継承・活用を推進し、二つ目には文化・芸術活動の振興と郷土芸能保存会や民族芸能等への支援による文化活動の推進を図ることとしております。　第５の施策として５ページの下段になりますけれども、スポーツ活動を楽しむ環境整備は、誰もが気軽にスポーツを楽しむ機会に恵まれることにより、健康を維持し、豊かに暮らせるよう、一つ目には市民がいつでも、どこでも、気軽にスポーツを楽しむことができる環境づくりにより、生涯学習を推進し、二つ目には競技人口の底辺拡大と競技力の向上を図るため、競技スポーツの振興に努め、三つ目にはスポーツ施設の改修整備などによるスポーツ環境の充実を図り、四つ目にはスポーツ合宿誘致等による交流人口の拡大に努め、スポーツ振興による地域活性化を図ることといたしております。　また、２ページに戻っていただければと思いますが、２ページの下段の図にありますように、１から４までの施策につきましては、教育委員会が今年の３月に、先ほど教育長の方からも説明がありましたとおり、後期薩摩川内市教育振興基本計画に基づき、詳細な事業に取り組むこととしておりまして、５の施策のスポーツ活動を楽しむ環境整備につきましては、現在策定中の薩摩川内市スポーツ推進計画に基づき、詳細な事業について取り組むこととしております。　以上のことから、今回、薩摩川内市教育振興基本計画や薩摩川内市スポーツ推進計画の基となります総合計画を踏まえた教育施策の方向性を、教育に関する大綱としたいと考えているところでございます。　以上で説明を終わります。 |
| 議長(市長) | 　はい、ありがとうございました。　それでは、教育振興基本計画等については、もう皆様方はご存知のとおりでございます。また、先ほどあったとおりスポーツ振興計画についても平成２６年度まで、市民スポーツ課が教育委員会に置かれていたことから、ご理解いただいていることと思っております。　教育に関する施策の大綱は、地域の実情に応じ定めることとなっております。市の総合計画、教育振興基本計画及びスポーツ推進計画における施策の根本となる方向性について、大綱に該当すると考えているところでございます。　大綱の実現に向けての、具体的な事業等については、レジュメの３ページ以降に記載がしてあります。　ついては、レジュメの２ページを基本に、大綱とすることを、協議していただきたいと思いますが、何かご意見はございませんか。　県の基本計画との関係はどうなっていますか。整合性は取っていますか。 |
| 教育長 | はい、国・県の基本計画を参考にしながら作っております。 |
| 議長(市長) | 参考にしながら、地域の実情に合わせるわけですからね。 |
| 教育長 | 本市の場合は、総合計画ができましたので、そのことをしっかり踏まえた形に、県とは若干違った形になっておりますが、内容的には取れています。 |
| 議長(市長) | 　はい、そういうことです。何かご意見はないですか。私より皆さん方が一番詳しいわけですから。　今説明等を受けましたけど、大綱については、このようなことで、ご承認いただけますか。 |
| 構成員 | 　異議なし。 |
| 議長(市長) | 　ありがとうございました。承認いただけました。　今後とも、本市の教育等の課題及び目指す姿勢を教育委員会と共有しながら、同じ方向性のもと連携して効果的な教育行政を推進したいと思っております。　それでは、どうしましょうか。その他でよろしいですか。その他として、いじめ防止対策の実情について、事務局の方より説明をお願いします。 |
| 事務局(教育部長) | 　はい、議長。それでは、資料の方は右肩の方に資料というふうに記載してございます。総合教育会議の設置経緯と上段にありますが、これの４ページで説明いたします。資料編の４ページをお開きください。４ページは、いじめ防止対策推進法の概要でございますが、このいじめ防止対策推進法は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正と同様に、平成２３年１０月の滋賀県大津市のいじめ自殺事件を背景に制定、平成２５年９月２８日から施行されております。この為、本日の総合教育会議で、本市のいじめ防止対策の状況を報告するものでございます。　二のいじめの防止基本方針等では、国、地方公共団体及び学校の各主体による、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めております。国及び学校は必置、地方公共団体は努力義務となってございますが、本市及び４８小中学校全て、この基本方針は策定済みでございます。５ページをお開きください。　今説明しました薩摩川内市いじめ防止基本方針について説明いたします。この方針は薩摩川内市及び薩摩川内市教育委員会が、平成２６年４月１日に策定しました。２行目でございますが、いじめ防止や早期発見、いじめへの対処についての考え方や学校が実施する施策、組織、重大事態への対処等について明記し、カッコになりますが、いじめの防止等の対策の基本的な考え方として、いじめとは児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、様々ないじめ防止等の対策を通して、児童生徒に十分理解させなければならない。教育活動全体を通じて、いじめを許さないという一人一人の心と、集団としての問題解決ができる力を育てることを大切にしなければならないと定め、具体の施策を説明いたします。恐れ入りますが、７ページをお開きください。　今ほどの基本的な考え方に基づきまして、７ページに薩摩川内市いじめ問題等対策関係施策を、それぞれの取組で分類して記載してございます。　まず、学校におけます取組についてですが、②としまして、毎月１日を薩摩川内いじめのない学校づくりの日に定め、アンケート実施による早期発見と教育相談を実施しております。③としまして、児童会・生徒会による自主的活動として、命輝けリーフレット等の配布・活用、各中学校区毎の児童会・生徒会によるいじめ問題を考える取組の充実を図っております。④の心の教育の充実としては、いじめ問題を考える週間の取組といじめに関する授業の実施でありましたり、小中一貫教育における道徳教育の充実とふるさとコミュニケーション科の実践を、⑤の教職員の資質向上としては、各種研修会・研究大会を開催をし、大きな四角囲み、教育相談体制の充実では、心の教室相談員、適応指導教室指導員等によるスマイルルームでの教育相談、スクールソーシャルワーカーの活用、スクールカウンセラーの活用を実施しております。この様な事業の実施もありまして、結果といたしまして、本市では深刻ないじめの報告は現在のところございません。　次に家庭・関係機関との連携強化及び重大な事態への対応を説明しますので、前のページ６ページをお開きください。薩摩川内市のいじめ防止に係る組織運営について説明をいたします。まず、段落としまして上の方の真ん中になりますが学校の欄にいじめの防止等の対策のための組織（生徒指導部会等）というふうにあります。それから、その下、Ｃとしまして、いじめ対策調査委員会という組織がありますが、これは法律上必ず設置しなければなりません。一方、上段のＡ、それからＢにつきましては、これは任意の設置の組織でありますが、本市ではここに掲げてありますＡとＢ、それから学校の組織、いじめ対策調査委員会について全て設置済みでございます。それぞれに説明いたします。まず、Ａいじめ問題対策連絡協議会は、地方法務局・警察署・民生委員・校長代表等、いじめ防止に関係する機関・団体の連携を図るもので、下の２の組織の運営状況にありますとおり、２３の団体等で組織しております。　次に、右のＢいじめ問題対策審議会は、教育委員会の諮問に応じ、いじめ問題対策に関する調査研究等について検討・審議する教育委員会の附属機関で、これも下の２の表の右側のとおり、現在、委員６名を委嘱しております。この審議会は法律や国の基本方針等を踏まえ、重大事態の発生時は、その下、Ｃになります。Ｃのいじめ対策調査委員会に移行します。この為、弁護士は県の弁護士会に選定を依頼するなど第三者の立場の委員を選出しております。なお、国の選定基準等を参考に今ほど申し上げました２にあります６名の委員を委嘱しておりますが、定員は８名以内として、あと２名の委員の追加が可能となっております。これは、重大事態が発生した場合は、速やかに市長に報告し、本日の総合教育会議を開催することになります。この中で保護者の意向や市長等の委員追加のご意見を想定し、あらかじめ２名の追加枠を設け制度設計したものでございます。　引き続き、先ほど説明しました７ページのいじめ問題等対策関係施策の充実を図るとともに、関係機関との連携により、いじめ防止対策の充実強化を図ってまいります。　以上で、報告といたします。 |
| 議長(市長) | 　はい、ありがとうございました。ただいま、事務局の方から説明がありましたが、何かご質問、または確認したいことはございませんか。　【質疑なし】　今まで合併以前も含めて薩摩川内市地域内で、いじめに対する大きなことはなかったですか。特に問題になるようなことはなかったですか。 |
| 教育長 | 　私がここ７～８年把握している範囲においては、深刻ないじめというものはなかったような気がしています。喧嘩をしたりということは色々ありますけど。文科省の方もこれについては非常に神経質に報告を上げるようになっておりまして、とにかく些細なことでもいいから上げなさいということで、多いときは年間３千件くらいありましたけれども、今では大分いじめということを十分意識した上げ方になってきておりまして、年間２００件くらいになっております。現在のところ、いじめということにおける深刻な問題はないと、仮にいじめとみられることがあっても、早いうちに解決している状況にあります。 |
| 議長(市長) | 　これも皆さん方に、今までずっと協議していただきましたが、よろしいですか。 |
| 構成員 | 　はい。 |
| 議長(市長) | 　はい、ありがとうございました。それでは、次の今後の本会議のあり方についてですが、皆様から何かご意見はございませんか。 |
| 三本委員長 | 　はい。戻りますけど、スクールソーシャルワーカーの配置が昨年６名とお聞きしたんですけれども、家庭の貧困化が増えてくる中、家庭の中に入っていかないといけない状況が増えてくるかなと思ってますので、そういった状況に対応していただいて、ありがたいと思っております。　こういう場を設けていただきまして、ありがたいと思っております。本年度中に、あと１回程度は、お話をする機会があれば、大変ありがたいと思っています。 |
| 議長(市長) | 　はい。委員長からのご意見に対し、事務局から補足することはないですか。 |
| 事務局(教育部長) | 　はい。スクールソーシャルワーカーは市の方で設置し、それからスクールカウンセラーにつきましては、県から派遣いただいて、それぞれ対応してございます。　ただ今、委員長の方からございましたとおり、教育委員会としましても、軽微な状況からですね、それぞれ対応し、特に大規模校については、こういう専門家を派遣して対応しておりますので、ここの拡充というのは今後の課題であるというふうに認識しておりますので、こういった施策をいじめ防止のためにも、進めて参りたいと考えております。以上でございます。 |
| 議長(市長) | 　はい。よろしいですか。何か他にないですか。　【質疑なし】　教育行政についても、私もあまり詳しく理解していないのですが、皆さん方におかれては、色々とご協力いただいているところですので、私の方は今から勉強して皆さんに追いつくためには相当努力が必要だと思います。　直に教育長の方から、色々な問題点等については話に聞いておりますけれども、こうして会議を開くことがなかったので、今後は色々な問題点を共有しながら、委員の皆さん方と一緒になって、この問題に取り組んでいきたいと思っているところです。　今後の日程とか、何かないですか。 |
| 事務局(総務課長) | 　はい。先ほど委員長の方からございました、あと１回開催の話につきましては、また委員の皆様と日程と協議の事項の内容について調整させていただいて、ご連絡させていただきたいと考えています。 |
| 議長(市長) | 　はい。次の日程等については、事務局で調整させていただきたいと思います。よろしくお願いします。その他で何かないですか。　【質疑等なし】　教育委員会は今まで、何回、年間で概ね開催していますか。 |
| 教育長 | 　基本的には毎月定例会を開いており、時おり人事に関することなどで臨時会を年１～２回開催しています。しかし、学校の再編問題の説明会に行ったりする時に、教育委員の方々も一緒に行っていただいておりますし、地域と教育を語る会の時にも、教育委員の皆様にも出席いただいており、実質集まる回数は月２回を越えるのではないのかなと。月２回から３回でしょうか。学校訪問もやってますから。 |
| 議長(市長) | 　特にないですか。よろしいですか。　【質疑等なし】それでは何も無いようですので、第１回薩摩川内市総合教育会議を閉会させていただきたいと思います。ご協力ありがとうございました。 |